

事業再構築指針 類型、要件一覧					
要件項目	内容	類型			
類型定義 再構築する事業が	新たな「ものづくり」「サービス」で 新たな市場 を開拓する (主たる業種、事業に変更なし)	新分野展開			
	新たな「ものづくりの方法」や「サービス等の提供方法」を行う (主たる業種、事業に変更なし)・・・相当程度の変更が必要		業態転換		
	主たる 業種 を変更する。 (業種・直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、産業分類に基づく大分類の産業)			業種転換	
	主たる 事業 を変更する。 (事業・直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、産業分類に基づく中小細分類の産業)				事業転換
	組織再編 を伴う。 組織再編・・・「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「事業譲渡」等	上記4つのどれかに該当する必要があります			
製品等 の新規性要件	①過去にその事業の 実績がないこと ●初めての事業にチャレンジするものである	●	●(注1)	●	●
	②製造等に用いる 主要な設備を変更 すること ●既存事業に利用できるような設備投資は不可です	●	●(注1)	●	●
	③ 競合他社 の多くが既に製造等している製品等ではないこと ●既存事業者として多くはない取り組みかどうか	●	●(注1)	●	●
	④ 定量的に性能又は効能が異なること ●比較できる場合は比較し出来ない場合はその説明を行う	●	●(注1)	●	●
市場 の新規性要件	①既存製品等と新製品等の 代替性が低いこと ●新たに取り組む事業が既存事業の売上を喰わないこと	●		●	●
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること(任意要件) ▲新規の市場による増収は審査では優位に	▲		▲	▲
設備撤去等又はデジタル活用要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの又は非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資する デジタル技術の活用を伴うもの		●非製造業 必須		
売上高構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の 最も高い業種 となる計画			●	●
売上高10%要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の製造方法等による売上高が、総売上高の 10%以上 を占める計画	●	●		
注1)製造業の業態転換の場合 製造方法の新規性に加え 製品自体の新規性についても説明が必要					

事業再構築補助金類型判定フローチャート



・申請前6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年又は2020年1～3月の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している
・補助金額が3000万円を超える案件は金融機関の承認を得ている

申請要件を満たさない！！

新たな業種に進出し、3～5年後にそれを本業としたい

新たな事業に進出し、3～5年後にそれをメイン事業としたい

業種又は事業は変更しないが、新たな商品等を提供し、新たな市場へ進出したい

商品等の提供方法等を相当程度変更したい。ただし、以下の要件をすべて満たす提供方法等であること。
①過去に実績のない提供方法等である
②主要な設備を変更する
③競合他社があまりやっていない提供方法等である
④計測できる場合は定量的に性能等の違いを説明できる

3～5年後、新商品等の属する事業または業種が売上構成比の最も高い事業となる予定

3～5年後、新たな商品等の売上高が総売上高の10%以上を占める予定

製造業であるか？

製造業以外

製品等の新規性要件をみたすか？
①過去に実績のない提供方法等である
②主要な設備を変更する
③競合他社があまりやっていない提供方法等である
④計測できる場合は定量的に性能等の違いを説明できる

既存設備の撤去等を行うか？

市場の新規性要件をみたすか？
①既存商品等と新商品等の代替性が低い
②既存商品等と新商品等の顧客層が異なること(任意要件)

デジタル技術の活用を伴うか？

業種転換

事業転換

新分野展開

業態転換

申請要件を満たさない！！